



市章

大津市公報

平成28年11月15日
号外(第67号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

則

- 97 大津市公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 98 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第97号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1 職印の表大津市長之印の部4の款10の項中「勤労者財産形成貯蓄」の次に「及び個人型確定拠出年金」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第98号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第31条中「若しくは第6条」を削る。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。